

京都市上下水道局監察規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年8月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第9号

京都市上下水道局監察規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局監察規程の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(監察員等)」に改め、同条第1項中「監察監、統括監察員、主席監察員、技術監察員、」を削り、同条中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、第5項から第7項までを削る。

第4条を削り、第5条第3項中「第7条」を「第6条」と改め、同条を第4条とする。

第6条に次の1項を加え、同条を第5条とする。

2 統括監察員は、京都市監察監及び他の任命権者の統括監察員と相互に密接な連携を保持し、情報の交換に努めるものとする。

第7条から第16条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年9月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)